

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に関する意見書

本事業は、上越市及び柏崎市において、廃棄物の最終処分場（埋立面積：約 11.8ha、埋立容量：約 270 万 m³）と搬入道路を整備するものであり、安定的な埋立処分容量を確保し、県内で発生した廃棄物の適正処理の推進に寄与するものである。

一方で、搬入道路整備区域の周辺に住宅が存在するほか、本事業の対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の大部分が米山福浦八景県立自然公園内に位置すること等から、周辺的生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に適切に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (2) 評価書や説明資料の作成に当たっては、用語の補足や図表の使用及び説明の記載、詳細な地図の使用、結論に至るまでの論理的な説明等に留意し、地域住民等が理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットで閲覧可能にする等、住民等の理解促進のために情報公開に努めること。
- (3) 工事中及び供用開始後においても、地域住民への適切な情報提供に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

工事の実施並びに廃棄物の搬入及び埋立てに伴い、大気質、騒音、振動及び悪臭等の周辺の大気環境への影響が懸念されるため、実施区域と住宅等との位置関係を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 水質について

ア 本事業の実施に伴い、周辺の河川の水環境への影響が懸念されることから、事業特性、放流先河川の流量の季節変動及び流域の利水の状況等を踏まえ、適切に

調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう、最新の知見を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。

イ 近年の気候変動により想定以上の豪雨が発生した場合、土砂流出による河川水質への影響が懸念されることから、本事業の実施に当たっては、適切な防災対策を講ずるとともに、豪雨時においては迅速な対応・復旧を行うこと。

(3) 動植物、生態系について

ア 本事業の実施に伴う実施区域内の土地の改変や河川の水環境の変化等により、動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、施設や搬入道路の詳細な配置計画を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

イ 実施区域及びその周辺にはサシバ等の希少猛禽類が繁殖しており、本県における既往調査結果及び猛禽類の一般的繁殖習性を踏まえ、今後も繁殖を継続する可能性が高いことから、きめ細かで継続的なモニタリングを実施し、必要な環境保全措置を講ずること。

また、本準備書において環境保全措置として例示されたコンデションニング（馴化）は不確実性を伴うため、繁殖ペアに関する行動等の特性（警戒心の強さや繁殖継続性等）を十分に把握するよう努めるとともに、参考として効果的な先行事例を評価書に記載すること。

ウ 実施区域及びその周辺には重要な植物種が多数存在し、本準備書においては環境保全措置として移植や仮置き・植え戻しを行う計画としているが、それぞれの種に適した生育環境や移植時期について十分に検討の上、適切な保全計画を策定するとともに、移植等実施後は適切に生育状況の調査を行うこと。

エ 準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育している、又はその可能性が認められた場合にも、専門家や関係機関等の助言・指導を受け、適切な環境保全措置を講ずること。

なお、対応に当たっては最新の環境省レッドリスト等を参考にすること。

(4) 景観について

本事業の実施に伴い、実施区域周辺に存在する眺望点からの眺望景観への影響が懸念されることから、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(5) その他

ア 最終処分場の設置に当たっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ、十分な安全性の確保に留意すること。また、遮水シートが破損した場合でも、地

下水への影響を回避又は極力低減するための構造を検討するとともに、供用後は遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持すること。

イ 事業の実施に伴い、周辺の地下水質への影響が懸念されることから、実施区域又はその周辺において、地下水汚染の有無が適切に把握できる地点を設定の上、定期的な水質調査の実施について検討し、結果を評価書に記載すること。

ウ 掘削土の一時保管に当たっては、周辺の河川水質や動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、影響を回避又は極力低減するための配置計画等について検討し、結果を評価書に記載すること。